

経 済 産 業 省

20120919商 局 第 14号

平成 2 4 年 9 月 1 9 日

発電所の環境影響評価に係る環境審査要領

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

本要領は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 4 6 条の 4 に規定する特定対象事業（以下「対象発電所事業」という。）に関する電気事業法第 4 6 条の 8 の規定に基づく環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の審査、電気事業法第 4 6 条の 1 4 の規定に基づく環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の審査、電気事業法第 4 6 条の 1 7 の規定に基づく環境影響評価書（以下「評価書」という。）の審査及び環境影響評価に際し必要な技術手法等の検討（以下「環境審査」と総称する。）を行うに当たり、下記のとおり実施方法等を定める。

記

1. 環境審査の実施方法

（1）対象発電所事業に関する方法書の審査については、次の方法によるものとする。

- ① 対象発電所事業の事業特性及び地域特性並びに他の発電所の実績等を踏まえ、環境の保全についての適正な配慮がなされているかどうかの観点から、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 1 0 年通商産業省令第 5 4 号。以下「発電所アセス省令」という。）の規定に照らし、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の審査を行うものとする。
- ② 方法書の審査においては、必要に応じ 2. に定める環境審査顧問会の意見を聴くものとする。
- ③ 方法書の審査においては、必要に応じ現地調査を行うものとする。現地調査に際しては必要に応じ環境審査顧問及び調査委員（以下「顧問等」という。）を同行し、専門的見地からの意見を聴くものとする。
- ④ 方法書の審査に際して、発電所アセス省令に定める事項に対する適合性に関す

る行政庁審査及び環境審査顧問会における質問事項への回答等に当たり、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第5項に規定する事業者（以下「事業者」という。）から提出される補足説明資料（以下「方法書補足説明資料」という。）も当該審査の対象とする。

- ⑤ 方法書の審査結果については、審査書として取りまとめるものとする。
 - ⑥ 審査書の作成に当たっては、方法書補足説明資料の内容も踏まえて記述することができるものとする。
- （2）対象発電所事業に関する準備書の審査については、次の方法によるものとする。
- ① 対象発電所事業の事業特性及び地域特性並びに他の発電所の実績等を踏まえ、環境の保全についての適正な配慮がなされているかどうかの観点から、発電所アセス省令の規定及び別に定める指針に照らし、準備書の審査を行うものとする。
 - ② 準備書の審査においては、環境審査顧問会の意見を聴くものとする。
 - ③ 準備書の審査においては、現地調査を行うものとする。現地調査に際しては必要に応じ顧問等を同行し、専門的見地からの意見を聴くものとする。
 - ④ 準備書の審査に際して、発電所アセス省令に定める事項に対する適合性に関する行政庁審査及び環境審査顧問会における質問事項への回答等に当たり、事業者から提出される補足説明資料（以下「準備書補足説明資料」という。）も当該審査の対象とする。
 - ⑤ 準備書の審査結果については、審査書として取りまとめるものとする。
 - ⑥ 審査書の作成に当たっては、準備書補足説明資料の内容も踏まえて記述することができるものとする。
- （3）対象発電所事業に関する評価書の審査については、次の方法によるものとする。
- ① 対象発電所事業の事業特性及び地域特性並びに他の発電所の実績等を踏まえ、環境の保全についての適正な配慮がなされているかどうかの観点から、発電所アセス省令の規定及び別に定める指針に照らし、評価書の審査を行うものとする。
 - ② 評価書の審査においては、特に必要と認められる事項について、環境審査顧問会の意見を聴くものとする。
 - ③ 評価書の審査に際して、発電所アセス省令に定める事項に対する適合性に関する行政庁審査及び環境審査顧問会における質問事項への回答等に当たり、事業者から提出される補足説明資料も当該審査の対象とする。
- （4）（1）（2）（3）に定めるもののほか、環境影響評価に際し必要な技術手法等の検討に当たっては、必要に応じ環境審査顧問会の意見を聴くものとする。

2. 環境審査顧問会

- （1）環境審査顧問は、環境審査に際し、環境保全上の専門的見地から意見を述べる。
- （2）環境審査顧問会は、環境審査顧問30名以内で組織する。

- (3) 環境審査顧問会に、調査委員を置くことができる。
- (4) 調査委員は、環境審査顧問を助けて、環境保全上必要な事項を調査する。
- (5) 顧問等は、大気環境、水環境、動植物その他の専門分野に関する学識経験のある者のうちから、商務流通保安審議官が委嘱する。
- (6) 顧問等の任期は、2年とする。
- (7) 顧問等は、再任されることができる。
- (8) 顧問等は、非常勤とする。
- (9) 環境審査顧問会に会長を置き、環境審査顧問のうちから互選する。
- (10) 会長は、会務を総理する。
- (11) 環境審査顧問会の庶務は、商務流通保安グループ電力安全課が行う。
- (12) その他環境審査顧問会の運営に関し必要な事項は、会長が環境審査顧問会に諮って定める。

3. その他

- (1) 本要領は平成24年9月19日から施行する。ただし、原子力安全・保安院長が委嘱した顧問等は、商務流通保安審議官が委嘱したものとし、任期については、原子力安全・保安院長が委嘱した期間とする。
- (2) 平成13年9月7日付け平成13・07・09原院第5号「発電所の環境影響評価に係る環境審査要領」は、廃止する。